

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。

第 8 条第 1 項中「第 2 条第 4 号ア」を「第 2 条第 5 号ア」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 号イ」を「第 2 条第 5 号イ」に改める。

第 11 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。
(保有特定個人情報の提供の制限)

第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに対する保有特定個人情報の提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審議会の意見を聴いて認めたときは、保有特定個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有特定個人情報の提供をすることができる。

3 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による提供をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第6項中「外部提供」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

第45条中「第2条第4号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

第2条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第3項中「前条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することができる。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の規定による利用をしようとする場合について準用する。

第16条第2項中「以下同じ。」を削り、「開示の請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 本人は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限る。）により、第1項の規定による開示の請求（保有特定個人情報に係るものに限る。）をすることができる。

第17条中「及び第3項」を「及び第4項」に改め、同条第1号中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第21条第2項中「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改める。

第23条第1項第1号中「又は」を「、」に改め、「目的外利用がされているとき」の次に「、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「とき」の次に「又は第11条の3第1項及び第2項に違反して提供がされているとき」を加え、同条第2項中「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改める。

第25条中「第16条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第26条第1項各号列記以外の部分中「代理人」の次に「（第16条第2項又は第3項に規定する代理人をいう。以下同じ。）」を加え、「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改める。

第31条第1項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に

記録された保有特定個人情報をいう。

第8条第1項中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改め、同条第2項中「第2条第5号イ」を「第2条第6号イ」に改める。

第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第23条第1項中「する保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第30条第6項後段中「その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に對し通知するものとする。」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正又は利用停止をしたときにはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に對し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときにはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。」に改める。

第45条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年10月5日において第1条の規定による改正後の条例（以下「新

条例」という。) 第2条第1号に規定する実施機関が、新条例第8条第1項の規定による届出に係る新条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルの内容を新条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含むものに変更するときについては、新条例第8条第2項中「あらかじめその旨を」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年川崎市条例第号)の施行後遅滞なくその旨を」と読み替えて同項の規定を適用する。

参考資料

制定要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき、保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。